

提出日：西暦 2013 年 9 月 25 日

## 社内研修報告書

弁護士法人 名古屋総合法律事務所  
受講者：小笠原民恵

研修テーマ	法律事務所職員研修(ステップアップ研修)
主催者	愛知県弁護士会
受講場所	KKR ホテル名古屋 4階
受講期間	2013 年 9 月 24 日 13:30~15:30
研修内容	法人・事業者破産申立て
研修の成果 及び感想	<p>西脇法律事務所 弁護士 溝江 優美先生の講義</p> <p>第1 法人・事業者破産申立てにおける手続選択</p> <p>1 同時廃止事件→依頼者への最初の説明で、同廃基準の条件の厳しさを明言する必要性あり</p> <p>(5)個人事業者の同時廃止基準</p> <p>①債務者が所有する資産(事業用・生活用)の合計が40万円に満たないこと →資産の<u>処分価値</u>が40万円に満たないということ</p> <p>②債務を確定できること(申立後に事業による新たな債務(元本)が生じないこと)→生活のため事業を続けているケースがよくあるので注意</p> <p>①②を満たした上で、否認行為等の有無の調査等が必要→こういうケースはそう多くはないし、基準を認められることは難しい。管財事件に移行することを見据えておかなければならない。</p> <p>2 少額予納管財事件の要件</p> <p>法人の場合、一般債権者が50名以下であること→<u>50名は目安</u>である。未処理の産廃が存在しないか、早めに確認すること。</p> <p>第2 受任時の注意</p> <p>公租公課に対しては、原則としては受任通知の発送不要</p> <p>受任通知を発送することにより生じる混乱を防止することを念頭に考える。</p>

第3 従業員に対する対応

1 雇用関係終了において、金額の計算根拠がわかるような書面で。受領の確認を取る。従業員の不安を取り除き、再就職に向けて用意して差し上げる。

第4 申立て必要書類について

法人登記は履歴事項全部証明書(申立3か月以内のもの)

第5 申立添付の一覧表及び目録に関する留意点

労働者債権一覧表の従業員の電話番号は従業員に記載を確認すべき。

第6 引き継ぎ時の注意点

通帳 一式 と記載せずに詳細を記載すべき。

第7 最後に

できる限り早く申立てを行う。

研修を終えて

日々行っている業務の中で、さらに気を付けるべき点がはっきりして役立つ内容でした。特に、受任時に注意すべき点は、同時廃止の基準が厳しいこと、滞納している公租公課の確認(ある場合は差押えされる)することでした。申立より早い時期から家計の状況を記載していただき、定期的に面談し、支出の内容を確認すべきことは、実務経験からも最近実感していたことでもあります。これについて今後は採用していきます。

添付資料	レジュメ、資料
受講者	山口由、小笠原